

裁 決 書

大和市***

審査請求人 *** **

処 分 庁 大和市長

審査請求人が平成２９年１１月９日に提起した処分庁による差押処分に係る審査請求（平成２９年（審）第６号 差押処分等取消請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、平成２８年１１月１１日、審査請求人の給与の差押処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 処分庁は、平成２８年１２月１２日、本件処分を解除した。
- 3 審査請求人は、平成２９年１１月９日、大和市長に対し、本件処分及びその解除について審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- （１）本件処分について、法律に基づいた理由があるわけでもなく市側の見解による執行であったと処分庁から説明を受けているが、当該処分は人の人生を左右することになるにも関わらず、あまりに安易な決定であったのではないか。
- （２）本件処分が解除されたことについても、説明なく行われたことに納得がいかない。

理 由

審査庁が、提出された審査請求の適法性について審査した結果、本件処分は平成２８年１２月１２日をもって解除されており、審査請求書の提出日現在、審査請求人に対する、現に効力を有する差押処分は存在しない。また、差押処分の解除は、審査請求の対象にならない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成２９年１２月２１日

審査庁 大和市長 大 木 哲